



## まちづくりに市民の声を

まちづくり市民懇話会を8月21日から31日にかけて、松浦市が市内8会場で開催しました。

市民の意見を今後のまちづくり施策に反映させようと開いたものです。

懇話会には、8会場で約280人の参加者があり、市が新市建設計画に掲げているまちづくりの方向性や施策の構成を説明したあと、意見交換を行いました。

参加者から「市民の融和と地域の均衡ある発展、一体的な地域づくりが必要である」「伊万里湾を将来にわたってどう活用していくか」「西九州自動車道路建設に伴う周辺環境の整備が重要である」などの質問や意見が出ていました。

今回の市民懇話会での意見と各地域に設置された地域審議会の意見などを整理し、今年度内に新しい松浦市の総合計画が策定されます。



## 松浦市国際親善協会会員募集！

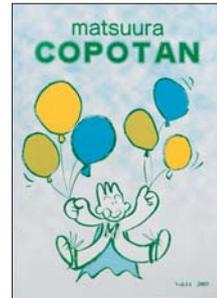
松浦市国際親善協会は、平成2年5月に誕生した任意団体です。主に姉妹都市であるオーストラリア・マッカイ市との交流事業に取り組み、市民訪問団、青少年使節団の派遣と受け入れを行っています。この他にも毎年、小学生を対象とした「1日インターナショナル・スクール」、「世界のクッキング講座」や英会話教室、日本語ボランティアなどを行い、一人ひとりが主役になれる、身近な国際交流をめざしてがんばっています。

いつでも会員を募集しています。日ごろから国際交流に興味がある人、何か新しいことにチャレンジしたいと思っている人、一緒に活動しませんか！

皆さんの入会を待っています。

### 〇問合せ先

松浦市国際親善協会（企画振興課内）



◀年度毎の活動内容をまとめた冊子「COPOTAN」

## 行政相談委員を紹介します

行政相談委員は、民間の有識者の中から総務大臣が委嘱しています。市民の皆さんから広く市役所、国、県等の公的機関に対する苦情や、意見、要望などを受け付けて、公平・中立の立場から関係機関にあっせんを行い、その解決や実現の促進、行政の制度・運営の改善を図っています。

相談は随時受け付けています。また、右記のとおり、偶数月に1回相談所を開設していますので、どうぞ気軽にお申し出ください（相談無料。相談所の詳しい日程は総務課まで問い合わせてください。開設月の市報にも掲載しています）。

## 行政相談所を開設します

- 〇日時 10月19日（木）  
午前10時～午後4時
- 〇会場 市役所3階小会議室
- 〇料金 無料
- 〇担当 川畑委員、青木委員
- ※ご相談は電話でも結構です。  
秘密は固く守られます。
- 〇問合せ先 総務課行政係



川畑 喜久雄（御厨町）  
☎ 0956 - 75 - 0724



青木 サチ（今福町）  
☎ 0956 - 74 - 0456



石橋 長嘉（鷹島町）  
☎ 0955 - 48 - 3309



徳田 芳朗（福島町）  
☎ 0955 - 47 - 2422  
（9月1日～）

## 10月1日から 補装具・日常生活用具の制度が変わります

障害者自立支援法の施行により、10月1日から補装具・日常生活用具の制度が変わります。今までは補装具とされていたものが一部日常生活用具に移行したほか、利用者負担も原則1割になります。

	種 目	利用者負担
補 装 具	障害者の身体機能を補完し、または代替し、かつ長時間にわたり使用されるもの（義肢、装具、車椅子、補聴器など）	定率負担により、原則1割の自己負担が発生します。
日常生活用具	日常生活上の便宜を図るための用具（歩行補助杖、ストマ用装具、人工喉頭など）一部補装具から移行したものがあります	※所得に応じた自己負担の上限額を設定します。

### 障害児施設は契約方式に変わります

障害児施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設）は、措置から契約方式に変わります。

障害児の保護者は、県に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

### 《他の障害者サービス》

4月から障害者自立支援法によるサービスが一部施行され、サービスや医療にかかる自己負担が1割負担になりましたが、10月からは制度内容が全面施行されサービスの内容および名称が以下ようになります。

#### ■介護給付

☆障害程度区分が一定以上の人に生活上または療養上の必要な支援を行います。

- ・療養介護、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス
- ・短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援

#### ■訓練等給付

☆身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

- ・自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）

#### ■地域生活支援事業

☆介護給付や訓練等給付などによるサービスとは別に、地域での生活を支えるさまざまな事業を、地域の実情に応じて県と協力して行っていきます。

#### [事業の一例]

- ・相談支援事業…障害者や家族の一般的なご相談に応じます。
- ・地域活動支援センター…創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を設けます。
- ・コミュニケーション支援…手話通訳者等を派遣する事業などを行います。
- ・日常生活用具の給付・貸与事業…日常生活の利便をはかるための用具を給付・貸与します。
- ・移動支援事業…外出時の円滑な移動を支援します。

#### ■自立支援医療

☆4月以降「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」が一本化され「自立支援医療」となりました。どの障害の人でも原則医療費の1割が自己負担となります。所得に応じた自己負担の上限額を設定しますが、一定の所得がある場合でも、医療上の必要から継続的に相当額の医療費負担が発生する場合に、費用負担を軽減する仕組みがあります。

○問合せ先 福祉事務所地域福祉係

